

★9月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書が送られます

現在、お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際は、資格確認書が必要です。

対象者

①②両方満たす方

- ① 現在、健康保険証をお持ちの加入者(令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた方)
- ② 令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

送付時期

✿ 埼玉 : 10月2日～10月15日

✿ 群馬 : 10月24日

※送付時期は予定であり前後する可能性があります。

送付先

従業員様のご自宅
※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付されます。



事業主様へのお願い

あてどころ不明等により協会けんぽに返送された場合、
資格確認書を事業所様に送付されます。従業員様へ配布をお願いします！



19歳以上23歳未満の

健康保険の被扶養者の認定について

変更点

- ✿ 適用日 : 令和7年10月1日
- ✿ 認定対象者 : 19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)
- ✿ 年間収入に係る認定要件 : 150万円未満(現在130万円未満)

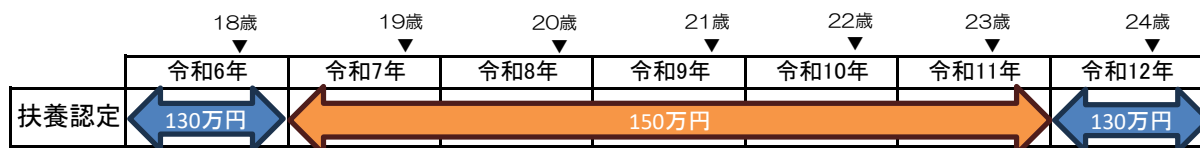
Q1 学生であることは要件ではないのか？

A 学生であることの要件は求めない。年齢によって判断する。

Q2 年齢要件(19歳以上23歳未満)についてはいつの時点で判定するのか？

A その年の12月31日現在の年齢で判定する。

例: 令和7年10月に19歳の誕生日を迎える場合は、令和7年における年間収入要件は150万円未満となる。



★9月の営業土曜日は以下のとおりです。



6日(土) 休
13日(土) 休
20日(土) 営業(労務)
27日(土) 休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

